

平成 30 年度二酸化炭素貯留適地調査事業委託業務に係る参加希望書類の募集要領

1 総則

平成 30 年度二酸化炭素貯留適地調査事業委託業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

(1) 業務名

平成 30 年度二酸化炭素貯留適地調査事業委託業務

(2) 業務内容等

別添仕様書（案）のとおり。

(3) 予算額

業務の予算総額は、1,100,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

(4) 業務実施期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

③ 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

④ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 技術力に関する要件

国内における二酸化炭素貯留適地の特定に向けて、「平成 29 年度二酸化炭素貯留適地調査事業に係る有識者委員会」にて検討された調査候補地点等について、弾性波探査等により必要な地質データを取得しつつ、地質や二酸化炭素貯留ポテンシャル等の評価及び調査井掘削の基本設計を行うための高い技術力、専門知識を有すること。

(3) 業務執行体制に関する要件

二酸化炭素貯留、地質調査及び評価に関する専門家を本業務の有識者委員として 10 名程度配置出来ること。

(4) 業務実績に関する要件

海底下地質データの取得等に関して、地元関係者と適切に調整を行った実績を有すること。

4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

(1) 提出先

東京都千代田区霞が関 1-2-2（中央合同庁舎 5 号館 3 階）

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 担当：岸本、伊藤

T E L : 03-3581-3351（内線 7729） F A X : 03-3580-1382

(2) 提出方法

F A X（A 4、様式自由）によって提出すること。

(3) 提出期間

平成 30 年 3 月 16 日（金）までの 10 時 00 分～17 時 00 分

(4) 回答方法

平成30年3月19日(月)17時00分までに、FAXにより行う。

5 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 平成30年度二酸化炭素貯留適地調査事業委託業務に係る参加希望書類(別添様式参照)
- ② 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
平成30年3月26日(月)12時00分
- ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
4(1)に同じ。
- ③ 提出部数
7部
- ④ 提出方法
持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)すること(提出期限必着)。

なお、持参する場合は、事前にその旨連絡すること。郵送する場合は、封筒に「平成30年度二酸化炭素貯留適地調査事業委託業務に係る参加希望書類在中」と朱書きすること。

⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 受付時間は、平日の10時00分から17時00分まで(持参の場合は、12時00分～13時00分を除く)とする。
- イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。
- エ 提出された参加希望書類は、返却しない。
- オ 提出された参加希望書類は、提出者に無断で、参加希望書類の審査以外の目的には使用しない。
- カ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- キ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 参加希望書類の審査

- (1) 環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して平成30年3月30日(金)までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定する

ことがある。

- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあつては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあつては、企画競争手続に移行する。

8 企画競争手続に移行した場合

- (1) 企画競争手続に移行した場合にあつては、応募要件を満たす応募者に対して、企画競争説明書を交付し、企画書の提出を要請する。
- (2) 企画書提出予定期限
平成 30 年 4 月 16 日（月）12 時 00 分

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4（1）に同じ。
- (3) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が 3 に定める応募要件を満たすと認められ、企画競争方式に移行した場合に企画書を提出するためには、企画書の提出時までには、当該資格の認定を受ける必要がある。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。